

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における

総量の削減等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

○環境省令第三号（平成十四年三月一日）

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）第十二条第一項及び第二項並びに第二十六条並びに自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成四年政令第三百六十五号）第四条第六号の規定に基づき、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則（平成四年総理府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第四条第五号」を「第四条第六号」に改め、「であって、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの以外のもの」を削る。

第四条の見出しを「(窒素酸化物排出基準等)」に改め、同条中「特定自動車排出基準」を「窒素酸化物排出基準」に改め、同条第一号中「平成七年八月三十日以前の製作に係る自動車」を「次号に掲げる自動車以外の自動車」に改め、同条第二号中「平成七年九月一日以降の製作に係る自動車」を「乗用自動車(令第四条第五号に規定する乗用自動車をいう。次項において同じ。)及び特種自動車(令第四条第六号に規定する特種自動車をいう。次項において同じ。)のうち人の運送の用に供する乗車定員十一人未満のもの」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第十二条第一項の粒子状物質排出基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 次号に掲げる自動車以外の自動車 別表第三に掲げる自動車排出粒子状物質の量の許容限度
- 二 乗用自動車及び特殊自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員十一人未満のもの 別表第四に掲げる自動車排出粒子状物質の量の許容限度

別表第一の車両総重量が千七百キログラム以下のものの項中「ジーゼル自動車用シックス・モード」を「ディーゼル自動車用シックス・モード」に改め、同表の車両総重量が千七百キログラムを超え二千五百キログラム以下のものの項中「0・九八グラム」

を「0・六三グラム」に、「ジーゼル自動車用シックス・モード」を「ディーゼル自動車用シックス・モード」に、「百万分の二百十」を「百万分の百三十」に改め、同表の車両総重量が二千五百キログラムを超え五千キログラム以下のものの項中「超え五千キログラム以下の」を「超える」に、「シックス・モード」による測定で百万分の六百又は十三モードによる測定で一キロワット時当たり六・九グラム」を「十三モードによる測定で一キロワット時当たり五・九グラム又はシックス・モードによる測定で百万分の五百八十」に、「ジーゼル自動車用シックス・モード」による測定で百万分の三百五十又はジーゼル自動車用十三モードによる測定で一キロワット時当たり六・九グラム」を「ディーゼル自動車用十三モードによる測定で一キロワット時当たり五・九グラム又はディーゼル自動車用シックス・モードによる測定で百万分の三百四十」に改め、同表の車両総重量が五千キログラムを超えるものの項を削り、同表の備考第三号中「ジーゼル自動車用シックス・モード」を「ディーゼル自動車用シックス・モード」に改め、同表の備考中第四号を削り、同表の備考中第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 シックス・モードによる測定とは、自動車を次の表の上欄に掲げる運転条件で運転する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの濃度を体積比で表した値にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算して自動車排出ガスの濃度を測定する方法をいう。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十四年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則（以下「新規則」という。）第四条第一項の規定は、初度登録日（自動車が初めて道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けた日をいう。以下同じ。）が平成十四年九月三十日以前である自動車（乗用自動車（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（以下「令」という。）

第四条第五号に規定する乗用自動車を用。以下同じ。）及び特種自動車（令第四条第六号に規定する特種自動車を用。以下同じ。）のうち人の運送の用に供する乗車定員十一人未満のもの及び令別表第二の五の項に該当するものであって自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（以下「法」という。）第十三条第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。）については、道路運送車両法の規定によりその自動車に係る特定期日（次の表の上欄に掲げる自動車の種別ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる初度登録日に応じ、同表の下欄に定める期日を用。以下この条において同じ。）以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証が交付又は返付された後初めてその自動車に係る同法の規定による新規検査、継続検査、臨時検査（特定期日の翌日以降に受けるものに限る。）、構造等変更検査又は予備検査を受ける日の前日までは適用しない。ただし、初度登録日が平成十四年九月三十日以前である自動車であって、特定期日において有効な自動車検査証の交付を受けていないもの（特定期日以降の日が有効期間の満了日として記入された自動車検査証の交付又は返付を受けたことがあるものを除く。）については、特定期日の翌日から新規則第四条第一項の規定を適用する。

第三条 初度登録日が昭和六十三年十月一日から平成四年九月三十日までの間である特種自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員十一人未満のもの（附則第五条に該当するもの及び令別表第二の五の項に該当するものを除く。以下この条において同じ。）に係る特定期日（令第五条第一項に規定する特定期日を用。以下この条及び次条において同じ。）は、同項の規定にかかわらず、平成十六年九月三十日とし、初度登録日が平成四年十月一日から平成七年九月三十日までの間である特種自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員十一人未満のものに係る特定期日は、同項の規定にかかわらず、平成十七年九月三十日とする。

第四条 令別表第二の五の項に該当する特種自動車（附則第二条及び次条に該当するものを除く。）に係る特定期日は、令第五条第一項の規定にかかわらず、特種自動車の種別ごとに環境大臣が定める日とする。

第五条 新規則第四条第一項の規定は、初度登録日が平成十四年九月三十日以前である乗用自動車及び特種自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員十一人未満のもの（法第十三条第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同

じ。）については、道路運送車両法の規定によりその自動車に係る特定期日（次の表の上欄に掲げる自動車の種別ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる初度登録日に応じ、同表の下欄に定める期日を用。以下この条において同じ。）以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証が交付又は返付された後初めてその自動車に係る同法の規定による新規検査、継続検査、臨時検査（特定期日の翌日以降に受けるものに限る。）、構造等変更検査又は予備検査を受ける日の前日までは適用しない。ただし、初度登録日が平成十四年九月三十日以前である乗用自動車及び特種自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員十一人未満のものであって、特定期日において有効な自動車検査証の交付を受けていないもの（特定期日以降の日が有効期間の満了日として記入された自動車検査証の交付又は返付を受けたことがあるものを除く。）については、特定期日の翌日から新規則第四条第一項の規定を適用する。

第六条 令別表第二の五の項に該当する特種自動車（次条に該当するものを除く。）に係る特定期日（令第五条第二項において準用する同条第一項に規定する特定期日を用。）は、同項の規定にかかわらず、特種自動車の種別ごとに環境大臣が定める日とする。

第七条 新規則第四条第二項の規定は、初度登録日が平成十四年九月三十日以前である自動車（法第十三条第三項において準用する同条第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。）については、道路運送車両法の規定によりその自動車に係る特定期日（次の表の上欄に掲げる自動車の種別ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる初度登録日に応じ、同表の下欄に定める期日を用。以下この条において同じ。）以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証が交付又は返付された後初めてその自動車に係る同法の規定による新規検査、継続検査、臨時検査（特定期日の翌日以降に受けるものに限る。）、構造等変更検査又は予備検査を受ける日の前日までは適用しない。ただし、初度登録日が平成十四年九月三十日以前である自動車であって、特定期日において有効な自動車検査証の交付を受けていないもの（特定期日以降の日が有効期間の満了日として記入された自動車検査証の交付又は返付を受けたことがあるものを除く。）については、特定期日の翌日から新規則第四条第二項の規定を適用する。

第八条 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行

令の一部を改正する政令（平成十三年政令第四百六号）による改正前の令別表第一に掲げる区域内に使用の本拠の位置を有する自動車（乗用自動車及び特種自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員十一人未満のものを除く。）に係る法第十二条

第一項に規定する窒素酸化物の排出量に関する基準及びその適用については、新規則第四条第表に規定する窒素酸化物排出基準が適用されるまでの間は、同項及び令第五条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第一関係

運 転 条 件	
原動機を無負荷運転している状態	0・一一四
原動機を二千回転の回転数で運転している状態（この場合における吸気マニホールドのブースト圧（大気よりも小さい圧力である場合における大気圧との圧力差をいう。以下、この表において同じ。）は、十六・七キロパスカルとする。）	0・一一四
原動機を三千回転の回転数で運転している状態（この場合における吸気マニホールドのブースト圧は、十六・七キロパスカルとする。）	0・二七七
原動機を二千回転の回転数で運転している状態（この場合における吸気マニホールドのブースト圧は、二十六・七キロパスカルとする。）	0・二五四
原動機を二千回転の回転数で運転している状態（この場合における吸気マニホールドのブースト圧は、五十六・0キロパスカルとする。）	0・一三九
原動機を二千回転の回転数で運転している状態（この場合における吸気マニホールドのブースト圧は、五十六・0キロパスカルとする。）から気化器の絞り弁を全開にして千回転の回転数に減速運転している状態（この場合において、原動機の回転数を二千回転から千回転に減速するに要する時間は十秒間とする。）	0・0九一

別表第一備考第六号中「ジーゼル自動車用十三モード」を「ディーゼル自動車用十三モード」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第四条関係）

自動車排出窒素酸化物の量の許容限度	
軽油を燃料とする自動車	テン・モードによる測定若しくは十・五モードによる測定で、位置キロメートル走行当り0・四八グラム又はディーゼル自動車用シックス・モードによる測定で百万分の百

備考 測定の方法は、別表第一の備考に掲げる方法とする。

別表第二の次に次の二表を加える。

別表第三（第四条関係）

車両総重量の区分	自動車排出粒子状物質の量の許容限度	
車両総重量が千七百キログラム以下のもの	軽油を燃料とする自動車	十・十五モードによる測定で、一キロメートル走行当り0・0五五グラム
車両総重量が千七百キログラムを超える二千五百キログラム以下のもの	軽油を燃料とする自動車	十・十五モードによる測定で、一キロメートル走行当り0・0六グラム
車両総重量が二千五百キログラムを超え三千五百キログラム以下のもの	軽油を燃料とする自動車	ディーゼル自動車用十三モードによる測定で一キロワット時当り0・一七五グラム
車両総重量が三千五百キログラムを超えるもの	軽油を燃料とする自動車	ディーゼル自動車用十三モードによる測定で一キロワット時当り0・四九グラム

備考 測定の方法は、別表第一の備考に掲げる方法とする。

別表第四（第四条関係）

自動車排出粒子状物質の量の許容限度	
軽油を燃料とする自動車	十・十五モードによる測定で、一キロメー s. 走行当り・0五グラム

備考 測定の方法は、別表第一に掲げる方法とする

附則第二条関係

自動車の種別	初年登録日	期 日
一 普通貨物自動車（令第四条第一号に規定する普通貨物自動車をいう。附則第七条に於いて同じ。）	平成元年九月三十日以前	平成十五年九月三十日
	平成元年十月一日以降、平成五年九月三十日以前	平成十六年九月三十日
	平成五年十月一日以降、平成八年九月三十日以前	平成十七年九月三十日
	平成八年十月一日以降	初度登録日から起算して九年間の末日に当たる日
二 小型貨物自動車（令第四条第一号に規定する小型貨物自動車をいう。附則第七条において同じ。）	平成二年九月三十日以前	平成十五年九月三十日
	平成二年十月一日以降、平成六年九月三十日以前	平成十六年九月三十日
	平成六年十月一日以降、平成六年九月三十日	平成十七年九月三十日
	平成九年十月一日以降	初度登録日から起算して八年間の末日に当たる日
三 大型バス（令第四条第三号に規定する大型バスをいう。附則第七条において同じ。）	昭和六十一年九月三十日以前	平成十五年九月三十日
	昭和六十一年十月一日以降、平成二年九月三十日以前	平成十六年九月三十日
	平成二年十月一日以降、平成五年九月三十日以前	平成十七年九月三十日
	平成五年十月一日以降	初度登録日から起算して十二年間の末日に当たる日
四 マイクロバス（令第四条第四号に規定するマイクロバスをいう。附則第七条において同じ。）及び特殊自動車（人の運送の用にする乗車定員十一人未満のもの及び令別表第二の五の項に該当するものであって法第十三条第一項の規定の適用をうけるものを除く。）	昭和六十三年九月三十日以前	平成十五年九月三十日（平成十四年九月三十日における自動車検査証の有効期間の残余期間が一年を超える自動車にあつては平成十六年九月三十日
	昭和六十三年十月一日以降、平成四年九月三十日以前	平成十六年九月三十日
	平成四年十月一日以降、平成七年九月三十日以前	平成十七年九月三十日
	平成七年十月一日以降	初度登録日から起算して十年間の末日に当たる日

附則第五条関係

自動車の種別	初度登録日	期 日
一 乗用自動車（二の項に該当するものを除く。）	平成元年九月三十日以前	平成十五年九月三十日
	平成元年十月一日以降、平成五年九月三十日以前	平成十六年九月三十日
	平成五年十月一日以降、平成八年九月三十日以前	平成十七年九月三十日
	平成八年十月一日以降	初度登録日から起算して九年間の末日に当たる日
二 二年車検乗用自動車（道路運送車両法第六十一条第一項の規定により自動車検査証の有効期間が二年とされている乗用自動車をいう。附則第七条において同じ。）	平成七年九月三十日以前	平成十六年九月三十日
	平成七年十月一日以降	初度登録日から起算して九年間の末日に当たる日
三 特殊自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員十一人未満のもの	昭和六十三年九月三十日以前	平成十五年九月三十日（平成十四年九月三十日における自動車車検証の有効期間の残余期間が一年を超える自動車にあつては、平成十六年九月三十日）
	昭和六十三年十月一日以降、平成四年九月三十日以前	平成十六年九月三十日
	平成四年十月一日以降、平成四年九月三十日以前	平成十七年九月三十日
	平成七年十月一日以降	初度登録日から起算して十年間の末日に当たる日

附則第七条関係

自動車の種別	初度登録日	期 日
一 普通貨物自動車及び乗用自動車（二の項に該当するものを除く。）	平成元年九月三十日以前	平成十五年九月三十日
	平成元年十月一日以降、平成五年九月三十日以前	平成十六年九月三十日
	平成五年十月一日以降、平成八年九月三十日以前	平成十七年九月三十日
	平成八年十月一日以降	初度登録日から起算して九年間の末日に当たる日
二 二年車検乗用自動車	平成七年九月三十日以前	平成十六年九月三十日
	平成七年十月一日以降	初度登録日から起算して九年間の末日に当たる日
三 小型貨物自動車	平成二年九月三十日以前	平成十五年九月三十日

	平成二年十月一日以降、平成六年九月三十日以前	平成十六年九月三十日
	平成六年十月一日以降、平成九年九月三十日	平成十七年九月三十日
	平成九年十月一日以降	初度登録日から起算して八年間の末日に当たる日
四 大型バス	昭和六十一年十月一日以前	平成十五年九月三十日
	昭和六十一年十月一日以降、平成二年九月三十日以前	平成十六年九月三十日
	平成二年十月一日以降、平成五年九月三十日以前	平成十七年九月三十日
	平成五年十月一日以降	初度登録日から起算して十二年間の末日にあたる日
五 マイクロバス及び特殊自動車	昭和六十三年九月三十日以前	平成十五年九月三十日（平成十四年九月三十日における自動車車検証の有効期間の残余期間が一年を超える自動車にあつては、平成十六年九月三十日）
	昭和六十三年十月一日以降、平成四年九月三十日以前	平成十六年九月三十日
	平成四年十月一日以降、平成七年九月三十日以前	平成十七年九月三十日
	平成七年十月一日以降	初度登録日から起算して十年間の末日に当たる日